注意：本文書作成者は法律専門家でも科学者でもありません。本文書を使用した結果についての、いかなる責任も負わないものとします。本文書はコピーライトフリーであり、誰でもが自由に使用でき、自由に改変し、自由に配布することができます。いかなる形であれ許可不要です。ただし、法律専門家による適正な改変が行われた場合には、それをまたコピーライトフリーとして公開していただくことを希望します。

新型コロナウイルスPCR検査受諾契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下、甲という）と、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下、乙という）は、以下の契約を締結する。

甲は乙の要望に応じ、新型コロナウイルスPCR検査を受けることを受諾する。

甲が受ける新型コロナウイルスPCR検査において、適切に甲が陽性、陰性のいずれか結果になることを保証するため、乙は以下の証拠を、前もって甲に提出しなければならない。

乙から提出された証拠が、甲によって不十分と判断された場合、甲は新型コロナウイルスPCR検査を受けないものとする。

いったん甲が新型コロナウイルスPCR検査を受諾し、検査が行われ、甲が陽性となった場合だが、その後で乙から既に提出された証拠が不十分あるいは間違いと判明したときには、乙は甲に対して壱億円の損害賠償義務を負うものとする。

乙が甲に提出すべき証拠を以下にあげる。

1. 新型コロナウイルスが分離及び同定されたことを示す科学論文。ただし、この場合の分離という言葉は日常的な意味であり、以下ではない。
・何かしらを培養すること、あるいは、
・PCR検査などの増幅検査の実行、あるいは、
・何かしらの遺伝子配列決定を行うこと。
2. 上記の分離及び同定されたウイルスが、コッホ原則に基づき新型コロナウイルス感染症と呼ばれる病気を引き起こすことを証明した科学論文。
3. 甲の受けようとする新型コロナウイルスPCR検査の感度及び特異度が共に99.9%以上であることの証明。

甲：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

乙：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿